

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

銚子市は予防接種関係事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関係事務では、事務の一部を外部の機関に委託している。委託先に対しては、個人情報の保護及び取扱い事項を遵守するよう契約締結している。

評価実施機関名

千葉県 銚子市長

公表日

令和7年3月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定による予防接種の実施、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析を行う。・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定による予防接種の実施、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析を行う。・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務<ul style="list-style-type: none">① ワクチン接種記録システム（VRS）に登録した記録の管理② 予防接種の実施後に登録した接種記録等の他市町村に対する照会、提供等を行う。③ 予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康かるて、番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1 番号法第9条第1項 別表14、126の項2 番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム（VRS）を用いた情報提供・照会のみ）3 番号法第19条第6号（委託先への提供）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none">● 根拠法令：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、27、28、29、153の項 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none">● 根拠法令：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、27、28、29、153、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1 電話0479-24-8190
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康づくり課 〒288-0047 千葉県銚子市若宮町4番地の8 電話0479-24-8070
⑨規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	○マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従った事務実施 ○本人からの番号取得の徹底及び住基ネット照会を行う際の4情報又は3情報による照会実施 ○入力及び送付に関する複数人の確認 ○特定個人情報を含む書類の徹底した保管(施錠できる部屋の棚への保存)	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 	
判断の根拠	<p>○銚子市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。</p> <p>○アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。</p> <p>●これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	1-③システムの名称	健康管理システム	健康かるて	事後	その他の項目の変更
平成30年4月1日	5-①部署	健康福祉部 健康づくり課	健康づくり課	事後	その他の項目の変更
平成30年4月1日	5-②所属長	健康づくり課長 越川 俊博	健康づくり課長	事後	その他の項目の変更
平成30年4月1日	II 1. いつ時点の計数か	平成27年8月20日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点の変更
平成30年4月1日	II 2. いつ時点の計数か	平成27年8月20日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点の変更
平成31年4月1日	II 1. いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点の変更
平成31年4月1日	II 2. いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点の変更
平成31年4月1日	IV リスク対策		記載事項の追加	事後	「IV リスク対策」の追加
令和3年2月1日	I-1. ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定による予防接種の実施、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析を行う。	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定による予防接種の実施、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析を行う。	事後	法改正による変更
令和3年2月1日	I-3. 法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第一の10の項 2 平成26年度内閣府・総務省令第5号第10条	1 番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 2 平成26年度内閣府・総務省令第5号第10条、第67条の2	事後	法改正による変更
令和3年2月1日	I-4. ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 17、18、19項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別させるための番号利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条	【情報照会】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 17、18、19及び115の2の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	法改正による変更
令和3年2月1日	II 1. いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	時点の変更
令和3年2月1日	II 2. いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	時点の変更
令和4年3月8日	I-1. ③システムの名称	健康かるて、番号連携サーバー、中間サーバー	健康かるて、番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	・事前実施することが困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月8日	I-3. 法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 2 平成26年度内閣府・総務省令第5号第10条、第67条の2	1 番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 2 平成26年度内閣府・総務省令第5号第10条、第67条の2 3 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 4 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	・事前に実施することが困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用するもの
令和4年3月8日	I-4. ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 17、18、19及び115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	【情報照会】 1 番号法の根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二 16の2、17、18、19及び115の2の項 2 その他の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【情報提供】 1 番号法の根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二 16の2及び16の3の項 2 その他の根拠 ・なし	事後	・法改正による変更 ・事前に実施することが困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月26日	I ー 1. ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定による予防接種の実施、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定による予防接種の実施、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析を行う。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <ul style="list-style-type: none"> ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理等のほか他市区町村へ接種記録の照会、提供等を行う。 ③予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	事前	新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種証明書のコンビニエンスストア交付開始に伴うもの
令和6年2月5日	II 1. いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事前	評価の再実施
令和6年2月5日	II 2. いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事前	評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月5日	I-4. ②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>1 番号法の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二 16の2、17、18、19及び115の2の項 <p>2 その他の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 <p>【情報提供】</p> <p>1 番号法の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二 16の2及び16の3の項 <p>2 その他の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<p>【情報照会】</p> <p>1 番号法の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二 16の2、17、18、19及び115の2の項 <p>2 その他の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 <p>【情報提供】</p> <p>1 番号法の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二 16の2、16の3及び18の項並びに115の2の項 <p>2 その他の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2、第13条 	事前	評価の再実施(見直し)
令和7年3月3日	I-1. ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定による予防接種の実施、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析を行う。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理等のほか他市区町村へ接種記録の照会、提供等を行う。 ③予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定による予防接種の実施、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析を行う。 ・新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定による予防接種の実施、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析を行う。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)に登録した記録の管理 ②予防接種の実施後に登録した接種記録等の他市区町村に対する照会、提供等を行う。 ③予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	事前	評価の再実施(見直し)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月3日	I-3. 法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 2 平成26年度内閣府・総務省令第5号第10条、第67条の2 3 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 4 番号法第19条第6号(委託先への提供)	1 番号法第9条第1項 別表14、126の項 2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 3 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	評価の再実施(見直し)
令和7年3月3日	I-4. ②法令上の根拠	【情報照会】 1 番号法の根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二 16の2、17、18、19及び115の2の項 2 その他の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】 1 番号法の根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二 16の2、16の3及び18の項並びに115の2の項 2 その他の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2、第13条	【情報照会】 ●根拠法令:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、27、28、29、153の項 【情報提供】 ●根拠法令:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、27、28、29、153、154の項	事前	評価の再実施(見直し)
令和7年3月3日	II 1. いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	令和7年2月27日 時点	事前	評価の再実施(見直し)
令和7年3月3日	II 2. いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	令和7年2月27日 時点	事前	評価の再実施(見直し)
令和7年3月3日	IV 8. 人手を介在させる作業		記載事項の追加	事前	「IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業」の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月3日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		記載事項の追加	事前	「IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと監がれられる対策」の追加